

鹿角市ふるさとライフ若者定住支援補助金

令和8年度版

秋田県外から鹿角市へ移住してきた子育て世帯、若者世帯、若者単身世帯の方へ

引越に関する費用、入居時初期費用・家賃 を補助します！

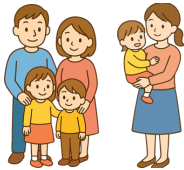


対象となる世帯

<<子育て世帯>>

夫婦のいずれかが39歳以下かつ18歳以下の子どもを扶養し同居している世帯

夫婦+子ども世帯/ひとり親世帯
※移住した日の属する年度の末日までに19歳に達する者は除く



<<若者世帯>>

世帯員のいずれかが39歳以下の世帯
※18歳以下の子どもを扶養し同居している場合は子育て世帯として扱う



<<若者単身世帯>>

39歳以下の世帯



引越に関する費用

●補助率：補助対象経費の1/2以内の額（千円未満切捨て）

- ・子育て世帯
- ・若者世帯

- ・若者単身世帯

上限90,000円

上限50,000円

◆ 補助対象となる主な費用 ◆

引越業者への
支払い経費



家財運搬の経費



例)・レンタカー代（トラック等）
・レンタカー利用時の高速代
・宅配便の経費

不用品処分費



例)・家電処分にかかる経費

入居時初期費用

●補助額 **上限30,000円**

※住宅手当等を除いた金額の2分の1

※初回のみ

※入居時初期費用の対象：「礼金」「仲介手数料」「保険料」

家賃



- ・子育て世帯 **上限25,000円**
- ・若者世帯 **上限20,000円**
- ・若者単身世帯 **上限20,000円**

補助期間 **最長 24か月**

申請から振込までの概要

まずははじめに

▶秋田県「A→KITA（あきた）登録」◀

■サイト「秋田暮らしはじめの一步」



登録済みの引越補助の方はこちら ↓

1 **転入・申請**（補助金の申請）

提出期限は転入から**12か月以内**です。

2 **お振込み**（補助金の交付）

交付決定後にご指定口座にお振込みとなります。
※お振込みまでの目安は申請から概ね1か月となります。

転入前の登録が必要です！
本補助金を受けるための要件となります。

登録済みの家賃補助の方はこちら →

1 **住む**（アパートへの入居）

公営住宅・社宅・官舎・事業所の寮、親族経営の賃貸住宅は対象外です。

2 **申請する**（補助金の申請）

提出期限は転入から**12か月以内**です。

3 **報告する**（年度末に報告・請求）

家賃納入と世帯構成等を確認します。

4 **お振込み**（補助金の交付）

実績報告後にご指定口座にお振込みとなります。
※お振込みは3月末～4月中となります。

申請者要件

以下の要件を満たし、かつ別表に定める要件のすべてに該当する人が対象となります

- 令和8年4月1日以降に本市に転入し、転入してから12か月以内の移住者であること
- 秋田県「A→KITA（あきた）登録」をしていること※転入前の登録が必要
- 転勤等により本市へ転入した者ではないこと
- 交付決定日から、引き続き3年以上市内に居住する意思があること
- 世帯全員が市税を滞納していないこと
- 世帯員全員が公務員ではないこと（会計年度職員を除く）
- 過去に本補助金を交付されたことがないこと
- 他の制度による引越又は家賃補助等を受けていないこと
- 生活保護受給世帯でないこと
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと
- 外国人の場合、次のいずれかの在留資格を有するものであること
「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」
- その他市長が補助対象者として不適当と認めた者でないこと

【別表】

補助区分	補助対象者
引越費用	<input type="checkbox"/> 転入日において、子育て世帯、若者世帯又は若者単身世帯であること <input type="checkbox"/> 過去に本補助金及び鹿角市ふるさとライフ引越し補助金の交付を受けたことがないこと
家賃等	<input type="checkbox"/> 申請年度において、子育て世帯、若者世帯又は若者単身世帯であること <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅に入居している世帯であること <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となっており、家賃を支払っていること（同一世帯員も可） <input type="checkbox"/> 同一居宅に他の世帯が居住していないこと <input type="checkbox"/> 過去に本補助金及び鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金の交付を受けたことがないこと

申請に必要なもの

【引越補助】

- 鹿角市ふるさとライフ若者定住支援補助金交付申請書兼実績報告書（引越費用）（様式第1号）
- 移住した世帯全員分の住民票の写し（※発行から1か月以内のもの）
- 納税証明書（※滞納税額のない証明用）
- 誓約書（様式第3号）
- 引越費用の領収書又は支払を証明できる書類
- その他市長が必要と認める書類

【家賃補助】

- 鹿角市ふるさとライフ若者定住支援補助金（家賃等）交付申請書（様式第2号）
- 移住した世帯全員分の住民票の写し（※発行から1か月以内のもの）
- 納税証明書（※滞納税額のない証明用）
- 誓約書（様式第3号）
- 賃貸契約書の写し
- 入居時初期費用の金額・内容が分かる書類
- 住宅手当等支給証明書（様式第4号）
- その他市長が必要と認める書類

【業者を利用せず、引越荷物の運搬を行った場合】

- ① レンタカーを使用した場合 **＜自家用車、知人から借りた場合は対象外＞**
 - レンタカー代の領収書(宛先が世帯員いずれか、個人名となっていること)
 - トラック、4ナンバー車(ハイエース、タウンエース等の営業車)の車両に限る
 - 最大1泊2日分
 - 高速道路利用料「利用証明書」
 - 本市までの片道分の利用料金が対象
 - その他(燃料費)※書類不要
 - 距離×20円/1キロの燃料費
- ② 郵送・宅急便等を利用した場合
 - 送り状などの写し(「内容」、「発送料金」の確認が取れるもの)

【引越業者を利用した場合】

- 引越業者の領収書(宛先が世帯員いずれかの宛名となっていること/業者名、経費の明記がある)

【不用品を処分した場合】

- 処分に要した領収書や経費・内容がわかるもの

返還要件

- ・ 交付決定通知の日から、3年以内に市外へ転出したとき
- ・ 補助対象要件を満たさなくなったとき
- ・ 申請の内容に虚偽があったとき
- ・ 引越し費用に係る補助金の交付を受けたもの及びそのものの世帯員のいずれかが鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援金交付要綱による補助金の交付の決定を受けたとき
- ・ その他市長が返還の必要があると認めたとき

【申請・問合せ】

鹿角市総務部 政策企画課 かつのライフ班

TEL：0186-30-0208 MAIL：k-life@city.kazuno.lg.jp